毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和元年９月30日
月　曜　日

号　外(7)

目　　次

規　　則
○富山県行政組織規則の一部を改正する規則　1
訓　　令
○富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令　2

規　　則

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年９月30日

富山県知事　石　井　隆　一

富山県規則第44号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成６年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第19条第４号中「及び地方法人特別税」を「、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに軽自動車税の環境性能割」に改め、同条第８号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税及び地方法人特別税」に改め、「払込み」の次に「並びに軽自動車税の環境性能割の市町村への払込み」を加える。

第 107条第１項第５号中「自動車取得税」の次に「並びに軽自動車税の環境性能割」を加え、同条第２項第１号中「鉱区税、狩猟税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税」を「ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉱区税及び狩猟税」に改め、「並びに」の次に「特別法人事業税及び」を加え、同項第３号中「並びに」の次に「特別法人事業税及び」を加え、同条第５項第２号及び第６項各号中「自動車取得税」の次に「並びに軽自動車税の環境性能割」を加える。

附　則

この規則は、令和元年10月１日から施行する。

（人 事 課）

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

訓　　令

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和元年９月30日

富山県知事　石　井　隆　一

富山県訓令第７号

本　庁

出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第15号ウ中「及び地方法人特別税」を「、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに軽自動車税の環境性能割」に改める。

別表第２の１の表経営管理部税務課の項部局長専決事項の欄第２号中「及び地方法人特別税」を「、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに軽自動車税の環境性能割」に改め、同項出先機関の長専決事項の欄ウ中「県税」の次に「並びに特別法人事業税」を、「自動車取得税」の次に「並びに軽自動車税の環境性能割」を加える。

別表第２の３中「自動車取得税」の次に「並びに軽自動車税の環境性能割」を加える。

附　則

この訓令は、令和元年10月１日から施行する。

（人 事 課）

令和元年９月30日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番